

学校給食費の無料化を求める意見書

学校給食は、学校給食法第1条に目的の一つとして「食育の推進」が位置付けられており、教育活動の一環である。また、日本国憲法第26条においては「義務教育は、これを無償とする」と定められている。

一方、学校給食の経費についての負担は、実施に必要な施設及び設備に要する経費と、その運営に要する経費は、設置者の負担と位置付けられているが、それ以外の経費は保護者の負担となっている。

この、保護者負担である学校給食費は、年額5～6万円と保護者が学校に納める納付金の中でも、最も高額であることから、福島県内では、貧困対策はもとより、子育て支援・少子化対策として、小中学校の給食費を無料または一部補助する自治体が急速に増えてきている。

この背景には、学校給食の持つ教育的効果に加え、子どもの貧困問題もある。栄養バランスのとれた温かくおいしい給食を、家庭の経済状況にかかわらず子供に提供することは、子どもの健やかな成長のため非常に重要である。

しかし、給食費無料化は人件費や消費税、高騰する材料費などによって、自治体財政を圧迫するなどの懸念が生じる可能性があり、解決すべき問題も多く、実施に踏み切れない市町村も少なくない。

よって、財源の確保も含め国の責任において、すべての市町村が学校給食費の無料化を実施できるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年9月21日

福島県伊達市議会議長 高橋 一由

内閣総理大臣	安倍 晋三 様
財務大臣	麻生 太郎 様
文部科学大臣	林 芳正 様
衆議院議長	大島 理森 様
参議院議長	伊達 忠一 様